

提案募集検討専門部会 説明資料

区域区分の変更に関する都市計画
決定権限の中核市への移譲

国土交通省都市局都市計画課

提案事項に対する考え方（一次回答）

提案事項名

- 区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲

求める措置の具体的内容

- 軽易な区域区分の変更（変更する面積が一定規模以下で、他市町村との境界に近接しないもの等）に関する都市計画の決定権限を、中核市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

- 区域区分の境界において、現在市街化区域側に生産工場が、市街化調整区域側に駐車場として利用している敷地（約2,000㎡）があるところ、工場増築のため、当該敷地を市街化区域に編入することを事業者から求められているが、県の基準は、小規模な工業専用地域の拡大のような事例に対応しておらず、区域区分の変更は認められなかった。

提案事項に対する考え方（一次回答）

- 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、都市計画区域マスタープランに基づき、当該都市計画区域内における人口や産業の将来の見通し、市街地の拡大可能性、公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に勘案して定められるもので、変更区域の面積の大きさや他市町村との境界に近接する等に関わらず、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から一体的に定めることが適切。
- 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができ、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっているなど、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保。
- なお、「具体的な支障事例」に記載されている開発については、都市計画法第34条の規定を活用し、許可権者である中核市の判断で許可可能。

提案事項に対する考え方(二次回答)

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 区域区分の変更内容は多岐にわたり、その全てを「広域的な観点から定めることが適切」とする考え方はあまりにも形式的。
- 都道府県が実情に即してきめ細やかに対応することは無理があり、実際には市町村の意向が通らず支障が生じている現状があるため、大きい面積の区域を編入するものについては、広域的な観点から都道府県が定めることが妥当だと考えるが、広域的な影響を及ぼすとは思えない面積の小さい局所的な案件は、よりきめ細やかに公共施設の整備状況等の実情を総合的に勘案できる中核市が区域区分の変更をすることが望ましいと考える。
- 区域区分の変更に関する権限移譲を求める中核市の意見を国土交通省で把握した上で、前向きな検討を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

- 都市計画における区域区分の設定権限については、地方分権推進委員会第一次勧告を踏まえ、引き続き都道府県の事務・権限とするべきである。

専門部会からの主な再検討の視点

- 区域区分の軽易な変更は、必ずしも都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務にあたらないと考えられる。区域区分の変更に関する都市計画決定権限を中核市に移譲できない理由はないのではないかと。
- 現行制度下では必ずしも中核市が地域の実情に応じて迅速に主体的なまちづくりが行えていないという実情が示されていることから、実態や権限移譲等の意向等を中核市に対し調査した上で、区域区分の変更のうち、都道府県の広域的な判断が不要であり中核市が即地的に判断することが適当なものについて、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

提案事項に対する考え方(二次回答)

- 都市計画の決定については、仮にその一部であっても同一箇所について二者の決定権者が存在することは、判断の統一性・一体性を損なうものであることから、決定権者は一者とすべきである。この点、前回回答のとおり、区域区分は一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、都道府県が広域的な観点から定めることが適切である。
- 一方、必ずしも中核市が地域の実情に応じて迅速に主体的なまちづくりが行えていないとの専門部会からのご指摘に加え、本提案に対して全国知事会から「引き続き都道府県の事務・権限とするべき」との意見もあったことを踏まえ、中核市及び都道府県における実態を把握した上で、必要に応じて運用改善に向けた検討を行うこととする。

区域区分の変更に係る調査結果①(事例の有無等)

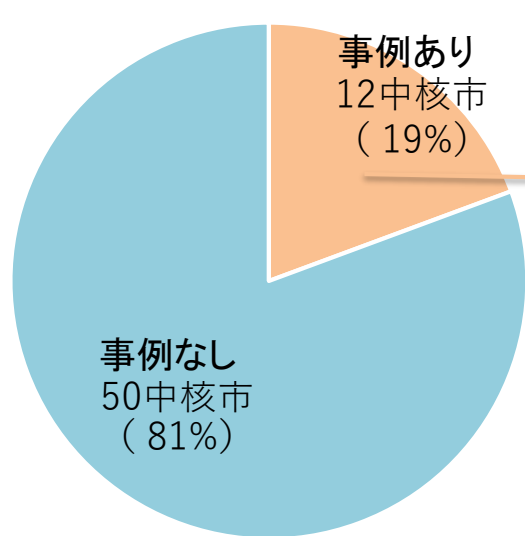
調査の概要

調査期間: 令和3年9月22日～令和3年10月6日

調査対象: 全中核市(62)及び中核市が所在する都道府県(39)[回収数; 都道府県39、中核市62]

- ・中核市への「区域区分の変更が必要と考えたにもかかわらず、変更できなかった事例がありますか」との質問に対して、「事例がある」と回答したのは、全62市のうち12市(全体の19%)
- ・「変更できなかった事例」の内容及び理由は、下記のとおり

■区域区分の変更ができなかった事例の有無(中核市からの回答)(n=62)



◇変更できなかった事例の内容(概要)

市街化区域に隣接する小規模な敷地の市街化区域編入	(2市)
既存工業団地に隣接する工業系用地等の市街化区域編入	(2市)
鉄道駅を中心とした地域生活拠点形成のための市街化区域編入	(1市)
幹線道路沿道で開発を行うための市街化区域編入	(1市)
区画整理事業による土地活用を行うための市街化区域編入	(1市)
既に住宅地や商業地となっている地区の市街化区域編入	(3市)
市町村合併による行政区域の変更や都市計画道路の整備に伴う区域区分の見直し	(1市)
山林や畑等の逆線引き	(3市)

◇変更が実現できなかった理由(概要)

都道府県の基準(市街化区域全体の規模設定の考え方、具体の事業見込みの有無等)に適合しなかった
都道府県との調整により、現状特に大きな問題はないとされた(近郊緑地保全区域に指定されている区域でもある)
区域区分変更手続のスケジュールに合わなかった

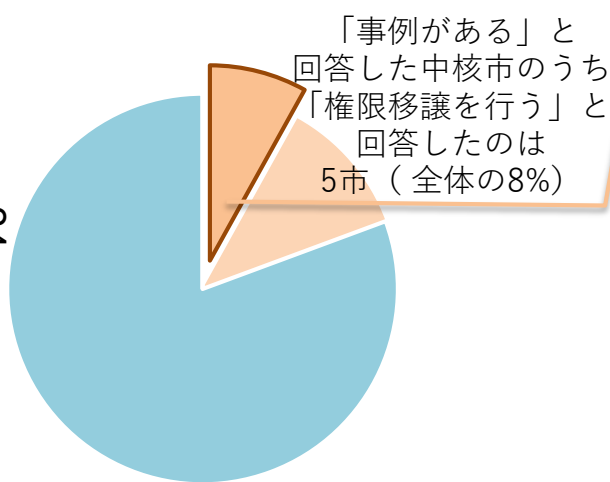
※類似の事例や理由については、まとめて記載

※市のカウントについては、重複あり

区域区分の変更に係る調査結果②(ニーズへの対応)

- ・「変更できなかった事例がある」と回答した12市に、対応策として「権限移譲を行う」、「権限移譲は行わない」のいずれが適切か尋ねたところ、「権限移譲を行う」と回答したのは、提案団体3市を含む5市(全体の8%)
- ・「権限移譲は行わない」と回答した7市に運用改善策等を尋ねたところ、6市は「都道府県における区域区分変更の柔軟な運用等による対応」、1市は「運用改善の必要はない」と回答。「権限移譲は行わない」とした理由(自由記述)として、「区域区分の変更は引き続き都道府県が行うべき」との意見も3市からあった

■「権限移譲を行う」と回答した中核市の回答状況



◇「権限移譲を行う」と回答した理由(概要)

広域観点到影響しないものは、機動的で地域の実情が分かる中核市に権限を持たせることが妥当	(1市)
都道府県の広域的な観点を十分に踏まえることを前提とした上で、まちの実情を総合的に勘案できる中核市に権限移譲を行うべき	(1市)
効率的、効果的に地域の現状に即した形でまちづくりをトータルで検討できる	(1市)
自治体の自主性を尊重した魅力ある地域づくりに資する土地利用の展開が可能となる	(1市)
市が適時適切に個別の状況に応じて独自に土地利用を変更できることは市民にとっても非常に有益	(1市)

◇軽易と考える具体的内容(概要)

局所的で小規模な面積	(1市)
影響が市町村の内部にとどまるような一定の小規模な変更	(1市)
既存家屋がある小規模集落の編入 工業系施設の拡張や建築に伴う編入	(1市)
市町村合併や都市計画道路の整備を契機に区域区分の境界を直近の地形地物へ変更	(1市)

■「権限移譲は行わない」と回答した中核市の運用改善策等の選択

選択肢	中核市数
①都道府県における区域区分変更の柔軟な運用等による対応	6
②定期見直しだけでなく随時見直しも行う等、変更機会の増加	—
③区域区分の変更方針や変更日程等の事前明示	—
④中核市との緊密な協議体制の強化等	—
⑤中核市権限に基づく開発許可の柔軟な運用等による対応	1
⑥運用改善等の必要はない	1
⑦その他	—

※複数選択した中核市あり

◇「権限移譲は行わない」と回答した理由等(自由記述、複数記述あり)

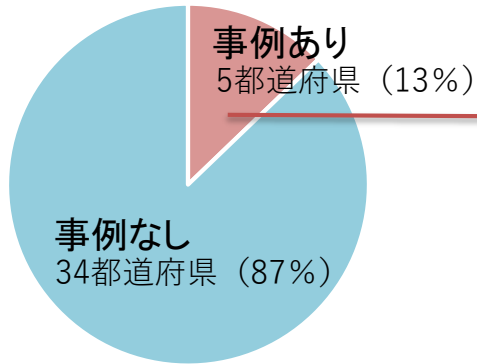
理由等	中核市数
区域区分の変更は広域的な観点が必要であることから、引き続き都道府県が行うべき	3
都道府県の基準の緩和や柔軟な運用を行ってほしい	5
全ての権限の移譲であれば主体的にまちづくりが行えるが、一部の権限の移譲であれば単に事務の増加となるのみ	1
他の自治体の案件も踏まえた広域的な視野で判断しており、運用改善の必要はない	1

※類似の理由については、まとめて記載

区域区分の変更に係る調査結果③(都道府県の回答)

- ・都道府県への「管内の中核市から区域区分の変更要望があったにもかかわらず、変更を行わなかった事例がありますか」との質問に対して、「事例がある」と回答したのは、全39都道府県のうち5都道府県(全体の13%)
- ・「変更を行わなかった事例」の内容及び理由は、下記のとおり
- ・「変更を行わなかった事例がある」と回答した5都道府県に、対応策として「権限移譲を行う」、「権限移譲は行わない」のいずれが適切か尋ねたところ、全5都道府県が「権限移譲は行わない」と回答

■区域区分の変更を行わなかった事例の有無(都道府県からの回答)(n=39)



◇変更を行わなかった事例の内容(概要)

市街化区域に隣接する小規模な敷地の市街化区域編入 (1都道府県)
開発許可により既に開発が進んだ地区の市街化区域編入 (2都道府県)
幹線道路沿道や新駅周辺等、開発圧力の高い地域の市街化区域編入 (3都道府県)

◇変更を行わなかった理由(概要)

都道府県の基準(市街化区域全体の規模設定の考え方、緑化目標等)に適合しなかった
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の精度が低かった ・市が示した人口増の将来推計の根拠が乏しかった ・地元から反対され、定期見直しの日程に間に合わなかった ・近郊緑地保全区域※に指定されている地域であった <small>※原則として市街化区域に含めない区域とされている</small>

※類似の事例や理由については、まとめて記載
※都道府県のカウントについては、重複あり

■「権限移譲は行わない」と回答した都道府県の運用改善策等の選択

選択肢	都道府県数
①都道府県における区域区分変更の柔軟な運用等による対応	—
②定期見直しだけでなく随時見直しも行う等、変更機会の増加	—
③区域区分の変更方針や変更日程等の事前明示	—
④中核市との緊密な協議体制の強化等	—
⑤中核市権限に基づく開発許可の柔軟な運用等による対応	—
⑥運用改善等の必要はない	1
⑦その他	4

◇「権限移譲は行わない」と回答した理由等(自由記述、複数記述あり)

理由等	都道府県数
区域区分は都市計画の根幹をなすもので、計画的かつ厳格な運用が必要 住民等の要望を受けて随時変更を許容すると、なし崩し的な区域拡大が懸念	1
区域区分は都市計画区域マスタープランと一体で運用するのが適当	1
区域区分の変更は広域的な観点から考える必要があり、都道府県が行うべき	2
都市計画区域全体で設定した市街化区域全体の規模に対して、中核市が他 市町への配慮なく区域拡大するおそれがあるため、慎重に検討すべき	1
市街化区域編入によらない土地利用コントロールも検討できる	1
地形地物の変更に伴うものであれば、中核市に移譲しても支障はない	1

※類似の理由については、まとめて記載

区域区分の変更に係る調査結果(まとめ)と対応方針

【中核市の回答】

- 約8割(全62市中50市)の中核市が「『区域区分の変更が必要と考えたにもかかわらず、変更できなかった事例』はない」と回答
- 「事例がある」と回答した中核市12市のうち、「権限移譲を行うのが適切」とした中核市は5市
- 一方、「権限移譲を行わないのが適切」とした中核市7市のうち、「区域区分の変更は引き続き都道府県が行うべき」との意見も3市からあった

【都道府県の回答】

- 約9割(全39都道府県中34都道府県)の都道府県が「『中核市から区域区分の変更要望があったにもかかわらず、変更を行わなかった事例』はない」と回答
- 「事例がある」と回答した5都道府県いずれも、「権限移譲を行わないのが適切」と回答



一部のの中核市から区域区分の変更ができなかった事例が提示され、権限移譲を望む声もあるが、当該事例に対しては都道府県との連携を一層深め、必要に応じて都道府県や市が運用改善を図ることが重要であり、国として相談対応等のサポートを行う